

『2013年版 出る順行政書士 合格基本書』の訂正箇所につきまして

2013年3月14日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2013年版 出る順行政書士 合格基本書』の記載につきまして訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08377 『2013年版 出る順行政書士 合格基本書』第1刷

(p. 453) 上から5行目

③ 公共の福祉に重大な影響を及ぼさないこと

↓ (訂正)

③ 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと

(p. 683) 側注

↓ (追加)

* 4 プラスアルファ

保護者以外の同居人による児童虐待等の行為も、保護者によるネグレクトの一類型として「児童虐待」に含まれます。
ネグレクトとは、無視・保護の怠慢・教育放棄等のことを意味します。

(p. 737) 側注

* 3 ここを注意

なければなりません
(14条2項)。

↓ (訂正)

なければなりません
(26条2項)。

以上のとおり、訂正してお詫びいたします。当方の制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしく願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部